

菅原病院 施設基準・看護基準等の届出概要

当院における看護の基準や届出等の概要は以下の通りです。

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準により行う保険医療機関です。
2. 当院は、患者の負担による付き添い看護は行っておりません。

病床区分	病床数	入院基本料にかかる届出内容の概要（看護要員の対象者割合、看護要員の構成）
療養病棟入院料 1	60 床	当病院では、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師および准看護師）と 9 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、勤務帯ごとの配置は次のとおりです。 朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。 夕方 16 時 30 分から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内です。

3. 入院費とは別に室料差額が必要な病室は次の通りです。

病室	1 日当たりの利用料金（税込）
7 号室・8 号室・10 号室・11 号室 (1 人部屋)	9,900 円
6 号室・12 号室・13 号室 (2 人部屋)	4,950 円

令和 5 年 1 月 1 日更新